

国海環第 6 号
国海運第 14 号
国海査第 21 号
平成 24 年 4 月 25 日

運輸安全委員会事務局
参事官 殿

国土交通省海事局
安全環境政策課長
運航労務課長
検査測度課長

旅客船第十一天竜丸転覆事故に係る意見について
(回答)

平成 24 年 4 月 25 日付運委参第 41 号にて意見のあった標記の件について、本年 4 月 25 日付で「川下り船事業者への指導について」(国海環第 5 号、国海運第 12 号、国海査第 19 号)を発出し、川下り船の事業者に対して、下記の事項を実施するよう指導を行うこととしたので通知するとともに、当該指導に関する資料を別添の通り送付する。

記

- ・ 川下り船の運航事業者内で、航路におけるリスクを認識し、事故のおそれのある状況になった場合における適切な操船方法を検討し、リスクを含む検討の成果を船頭や運航管理を行う者の間で共有するための取組みを実施すること。
- ・ 適切な救命設備の備付け及び救命胴衣の着用、救命クッションの使用法の説明等の救命設備を適切に使用するための措置を実施すること。

以上

別 添

国海環第 5 号
国海運第 12 号
国海査第 19 号
平成 24 年 4 月 25 日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長 } あて

海事局 安全環境政策課長
運航労務課長
検査測度課長

川下り船事業者への指導について

平成 23 年 8 月、静岡県天竜川を航行していた川下り船「第十一天竜丸」が転覆し、5 名の方が亡くなる事故が発生した。

同事故の事故原因については、現在、運輸安全委員会において調査が進められているところであるが、本年 4 月 25 日に公表された経過報告において、これまでに判明した事実を踏まえ、国土交通大臣に対して以下の要旨からなる意見が述べられた。

- ・ 国土交通大臣は、全国の川下り船事業者に対し、航路におけるリスクを認識し、事故のおそれのある状況になった場合における適切な操船方法を検討し、リスクを含む検討の成果を船頭や運航管理を行う者の間で共有するように指導するべき。
- ・ 国土交通大臣は、全国の川下り船事業者に対し、乗客及び船頭の安全確保のため、適切な救命設備の備付け及び救命胴衣の着用、救命クッション使用法の説明等の救命設備を適切に使用するための措置についての指導を継続するべき。

については、同意見を踏まえた措置を適切に実施するため、「小型船舶に対する安全確保対策の実施について」(平成 24 年 4 月 19 日国海環第 3 号等)に基づき貴局管内の川下り船事業者に対して指導を行う際に、以下の点を含む安全確保策を実施するよう指導されたい。

- ・ 川下り船の運航事業者内で、航路におけるリスクを認識し、事故のおそれのある状況になった場合における適切な操船方法を検討し、リスクを含む検討の成果を船頭や運航管理を行う者の間で共有するための取組みを実施すること。
- ・ 適切な救命設備の備付け及び救命胴衣の着用、救命クッションの使用法の説明等の救命設備を適切に使用するための措置を実施すること。

以上